

ID: 41

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成元年 条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第八条 既納の使用料は還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例施行規則第16条第1項の規定による。 (使用料の還付) 第十六条 条例第八条ただし書きの規定により、使用料を還付することができる場合及びその割合は次のとおりとする。</p> <p>一 使用者の責に帰することができない理由により、使用できなくなつた場合 全額</p> <p>二 文化会館使用取消申請書を、次に掲げる日までに提出し、承認を受けたとき。 使用料の八十パーセント</p> <p>ア ホール、楽屋及びホワイエにあつては 使用前 三十日</p> <p>イ その他にあつては 使用前 五日</p> <p>三 文化会館使用変更許可申請書を、次に掲げる日までに提出し、承認を受けたとき。 使用料の八十パーセント</p> <p>ア ホール、楽屋及びホワイエにあつては 使用前 三十日</p> <p>イ その他にあつては 使用前 五日</p> <p>四 その他、教育長が相当の理由があると認められた場合 全額又は五十パーセント</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日